

第 13 次労働災害防止計画

(期間 2018 年度～2022 年度)

厚生労働省北海道労働局

<目次>

1	計画のねらい	1
2	計画の期間と目標	1
(1)	計画期間	1
(2)	計画の目標	1
(3)	計画の評価	2
3	安全衛生を取り巻く状況	2
(1)	死亡災害の発生状況と課題	2
(2)	死傷災害の発生状況と課題	4
(3)	労働者の心の健康確保等をめぐる現状と課題	6
ア	メンタルヘルス、過重労働	6
イ	疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援	7
ウ	化学物質等	7
4	計画の重点事項	7
5	重点施策ごとの具体的取組	7
(1)	死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	7
ア	業種別・災害種別の重点対策の実施	7
(ア)	建設業	7
(イ)	製造業	8
(ウ)	林業	9
(エ)	その他の業種	9
(2)	過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	10
ア	労働者の健康確保対策の強化	10
(ア)	企業における健康確保措置の推進	10
(イ)	産業医・産業保健機能の強化	10
イ	過重労働による健康障害防止対策の推進	10
ウ	職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	10
(ア)	メンタルヘルス不調の予防	10
(イ)	パワーハラスメント対策の推進	11
(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	11
ア	災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	11
(ア)	陸上貨物運送事業	11
(イ)	第三次産業対策	11
(ウ)	農業・畜産業	12
(エ)	水産業	12
イ	業種横断的な取組	12
(ア)	交通労働災害対策	12
(イ)	転倒災害の防止	12

(ウ) 冬季特有の労働災害の防止	1 2
(エ) 腰痛の予防	1 2
(オ) 熱中症の予防	1 3
(カ) 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である 労働者の労働災害の防止	1 3
ウ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進	1 3
エ 副業・兼業、テレワークへの対応	1 3
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	1 4
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	1 4
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	1 4
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	1 4
ア 化学物質による健康障害防止対策	1 4
(ア) ラベル表示及びSDSの交付	1 4
(イ) リスクアセスメントの実施	1 4
(ウ) 危険有害性情報の適切な伝達・提供	1 4
(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	1 4
イ 石綿による健康障害防止対策	1 4
(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止	1 4
(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	1 4
ウ 受動喫煙防止対策	1 5
エ 電離放射線による健康障害防止対策	1 5
オ 粉じん障害防止対策	1 5
カ 振動障害防止対策	1 5
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	1 5
ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込	1 5
イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	1 5
ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進	1 5
エ 企業における健康確保措置の推進	1 5
オ 業界団体内の体制整備の促進	1 5
カ 業所管官庁との連携の強化	1 6
(7) 国民全体の安全・健康意識の高揚	1 6
ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施	1 6
イ 危険体感教育の推進	1 6
ウ 技能検定試験の関係団体との連携	1 6

1 計画のねらい

これまで 12 次にわたり労働災害防止計画を策定し取り組んだ結果、労働現場における安全衛生水準は大幅に改善した。

しかしながら、北海道における死亡災害は第 12 次労働災害防止計画期間（平成 25 年から 29 年（以下「12 次防期間」という。）年間 60 人から 70 人台で推移している状況であり、また、死傷災害については、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働人口の高齢化もあって、労働災害による休業 4 日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）は、かつてのような減少は望めない状況となっており、これまでとは異なった切り口、視点での対策が求められる。

過重労働による脳・心臓疾患で死亡したり、仕事が原因で自殺したとして労災認定された人は、平成 25 年 4 月から 30 年 1 月までの間において 35 人に上っている。このため、過重労働による健康障害防止、労働者のメンタルヘルス対策を引き続き推進していくことが重要である。

また、がん等の傷病を抱える労働者が退職することなく、安心して働くことができる職場環境を実現する必要がある。

このような状況を踏まえ、北海道における、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、中期的な展望に立ち、今後の 5 か年間に行政、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」を策定した。

また、多様な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、雇用形態が違って安全と健康が確保されなければならない、また、就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

2 計画の期間と目標

(1) 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

行政、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 20%以上減少させる。

死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- ・ 建設業、製造業及び林業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 20%以上減少させる。
- ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017

年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

上記以外の目標については、下記のとおりとする。

- ・メンタルヘルス対策については、労働者50人以上の事業場及び30人以上50人未満の主要な4業種（製造業、建設業、運輸交通業、社会福祉施設）と精神障害に係る労災請求が多い5業種（卸売業、小売業、医療保健業、通信業、情報処理サービス業）の事業場において、何らかの取組を行っている事業場の割合を80%以上とする。（平成30年2月末現在65.2%）
- ・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛について死傷災害を2017年と比較して、2022年までに休業災害を5%以上減少させる。

（3）計画の評価

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

3 安全衛生を取り巻く状況

（1）死亡災害の発生状況と課題

死亡災害については、昭和60年代には年間150人を超える尊い命が失われていたものが、労働災害防止計画に取り組んだ結果減少したが、12次防期間においては60人から70人台で推移し、減少しない状況にある。

平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種平均の減少率（47.9%）を上回って減少し（58.6%）、同じく重点業種の一つであった建設業は、減少率は全業種平均とほぼ同じ（48.2%）であるものの、依然として死亡災害全体の3分の1強を占める状況にあり、また、林業については全業種平均の減少率に届いていない（34.6%）状況にあり、引き続き重点業種として取り組むことが必要である。

また、災害防止団体を構成する業種（製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業、港湾運送業）以外の業種が死亡災害全体の3分の1を占める状況にあり、対応が必要である（表1）。

背景としては、社会経済情勢が変化していることが挙げられ、作業に習熟したベテラン作業員の不足、アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化、装置産業における主要設備の高経年化に伴う劣化の進展などが課題となっている。

表1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	14.5	12.2	5.8	6.0
(9次防からの増減率(%))		▲ 15.9	▲ 60.0	▲ 58.6
建設業	47.8	31.2	23.4	24.8
(9次防からの増減率(%))		▲ 34.7	▲ 51.0	▲ 48.2
陸上貨物運送事業	17.0	17.4	12.4	9.3
(9次防からの増減率(%))		2.4	▲ 27.1	▲ 45.6
林業	6.5	7.0	5.8	4.3
(9次防からの増減率(%))		7.7	▲ 10.8	▲ 34.6
上記以外の業種	44.8	33.0	30.6	23.8
(9次防からの増減率(%))		▲ 26.3	▲ 31.6	▲ 46.9
業種合計	130.5	100.8	78.0	68.0
(9次防からの増減率(%))		▲ 22.8	▲ 40.2	▲ 47.9

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

業種別に、事故の型別をみると、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた、「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数の減少率は、製造業の平均減少率に及ばず、対策が必要である(表2)。

表2 製造業における事故の型別死亡労働災害の推移

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
はさまれ・巻き込まれ	4.5	3.6	2.0	2.0
(9次防からの増減率(%))		▲ 20.0	▲ 55.6	▲ 55.6
製造業計	14.5	12.2	5.8	6.0
(9次防からの増減率(%))		▲ 15.9	▲ 60.0	▲ 58.6

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

建設業については最も死亡者数が多い「墜落・転落」、林業については伐木等作業における「激突され」について、対策を強化していく必要がある(表3～4)。

表3 建設業における事故の型別死亡労働災害の推移

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	18.5	10.2	8.8	8.5
(9次防からの増減率(%))		▲ 44.9	▲ 52.4	▲ 54.1
建設業計	47.8	31.2	23.4	24.8
(9次防からの増減率(%))		▲ 34.7	▲ 51.0	▲ 48.2

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

表4 林業における事故の型別死亡労働災害の推移

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
激突され	2.0	2.0	1.2	2.0
(9次防からの増減率(%))		0.0	▲ 40.0	0.0
林業計	6.5	7.0	5.8	4.3
(9次防からの増減率(%))		7.7	▲ 10.8	▲ 34.6

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

健康対策の面では、これまで作業に伴う粉じんによる「じん肺」、化学物質を始めとする有害物質の取扱いにおける急性中毒やがんの発生などの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、これらに加えて職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、傷病を抱える労働者の健康確保対策、事業者の受動喫煙防止対策、介護作業における腰痛といった問題が重要性を増している。

また、高齢者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念される。

(2) 死傷災害の発生状況と課題

死傷災害については、平成10年以降の20年間では、労働災害防止計画の期間ごとに平均してみると、確実に減少してきたが、12次防期間のうち平成28年までの4年間(この項において「4年間」という。)においては、増加に転じる状況となっている。重点として取り組んできた主要業種である製造業、建設業、林業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店においては、4年間において、第11次労働災害防止計画期間の減少率を上回ったのは製造業と林業に止まっている(表5)。

事故の型別でみると、「はさまれ・巻き込まれ」は着実に減少しているが、「墜落・転落」は4年間において増加に転じている。また、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」については、増加し続けている状況にある(表6)。

表5 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	1,960.8	1,672.8	1,296.6	1,201.3
(9次防からの増減率(%))		▲ 14.7	▲ 33.9	▲ 38.7
建設業	1,732.8	1,327.4	927.8	986.5
(9次防からの増減率(%))		▲ 23.4	▲ 46.5	▲ 43.1
陸上貨物運送事業	998.0	948.6	784.6	806.0
(9次防からの増減率(%))		▲ 4.9	▲ 21.4	▲ 19.2
林業	211.0	198.2	145.4	115.8
(9次防からの増減率(%))		▲ 6.1	▲ 31.1	▲ 45.1
小売業	642.5	713.0	700.6	771.0
(9次防からの増減率(%))		11.0	9.0	20.0
社会福祉施設	94.8	164.0	253.8	358.3
(9次防からの増減率(%))		73.1	167.9	278.1
飲食店	164.8	161.6	152.8	163.3
(9次防からの増減率(%))		▲ 1.9	▲ 7.3	▲ 0.9
業種合計	8,119.8	7,601.6	6,532.2	6,658.5
(9次防からの増減率(%))		▲ 6.4	▲ 19.6	▲ 18.0

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

表6 災防計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	1,442.8	1,280.8	1,126.8	1,172.3
(9次防からの増減率(%))		▲ 11.2	▲ 21.9	▲ 18.7
はさまれ・巻き込まれ	1,295.5	1,134.2	897.6	830.3
(9次防からの増減率(%))		▲ 12.5	▲ 30.7	▲ 35.9
転倒	1,433.5	1,655.2	1,632.8	1,845.3
(9次防からの増減率(%))		15.5	13.9	28.7
動作の反動、無理な動作	656.0	761.0	813.0	859.3
(9次防からの増減率(%))		16.0	23.9	31.0
業種合計	8,119.8	7,601.6	6,532.2	6,658.5
(9次防からの増減率(%))		▲ 6.4	▲ 19.6	▲ 18.0

※9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

第三次産業について業種別にみると、小売業においては「転倒」が4割強を占め、そのうち50歳以上が半数以上を占めており、社会福祉施設においては、「動作の反動・無理な動作」と「転倒」がそれぞれ3割強を占め、そのうち50歳以上が半数以上であり、また、飲食店については「転倒」と「切れ・こすれ」がそれぞれ3割弱を占め、30歳未満と50歳以上がそれぞれ3分の1強を占めている。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者が参入しやすいなど、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

さらに、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等を考慮した対策の推進が課題となっている。

また、12月から翌年3月までの冬季間において、積雪寒冷による転倒、交通事故、除雪作業での墜落・転落災害等の冬季特有の災害の発生に対して対策が必要である。

(3) 労働者の心の健康確保等をめぐる現状と課題

ア メンタルヘルス、過重労働

メンタルヘルス対策については、重点的な取組を行ってきたところであり、本対策について何らかの取組を行っている事業場は労働者50人以上では、84.8%となっているものの、労働者30人以上50人未満の9業種では、47.2%と低調であり、これら事業場全体では65.2%となっている。(平成30年2月末現在)

また、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数は高水準で推移し、過労死やメンタルヘルス不調が社会的問題として注目される中で、労働者の健康確保対策の強化、とりわけメンタルヘルス対策の取組を促進する必要がある。

過労死等防止対策推進法に基づき定められた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に則り、北海道等と連携を図り、民間団体の活動に対する支援等に積極的に協力し、効果的に推進する必要がある。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。平成27年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者50人以上の事業場において、77.7%が実施している。(平成27年12月～平成28年11月末までの実施)

ストレスチェック制度においては、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析し、この結果を活用した職場環境の改善が必要である。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調、パワーハラスメントの防止など、労働者が安心して相談できる職場環境の整備が必要である。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進していくことが必要である。

イ 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援

がん等の疾病を抱える労働者にとって、医療技術の進歩等により、治療を行いつつ職業生活を続けることが可能となりつつあり、また、労働力の高齢化の進行が見込まれる中、疾病を抱える労働者が治療を受けながら働く場面が増えることが予想される。

こうした状況を踏まえると、疾病を抱える労働者の健康確保対策を推進するため、健康診断結果に基づく就業上の措置の実施、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

ウ 化学物質等

化学物質による健康障害を防止するための指針に掲げる措置が講じられていないなどの問題が認められ、また、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害の防止を効果的に行うことも課題となっている。

石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計される解体棟数が今後増加していくことを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

4 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く状況を踏まえ、以下の7項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

5 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業

死亡者数は12次防期間の当初は20人台前半であったが平成28年に増加し30人となった。死傷者数については、当初千人を超えていたものが911人と減少傾向となった。

12次防期間の建設業の死亡者数の事故の型別をみると、「墜落・転落」が3割強、次いで「交通事故」、「崩壊・倒壊」となっている。また、死傷者数の事故の型別では、「墜

落・転落」が3割強、次いで「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」となっており、死亡者数、死傷者数とも「墜落・転落」が最も多い。

a 墜落・転落災害防止

墜落・転落災害が多発していることから、高所作業時における墜落防止用保護具については原則フルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。加えて、はしご、脚立等からの墜落・転落災害の防止を図る。

b 建設機械・クレーン災害防止

車両系建設機械等との接触防止を図る。

移動式クレーンの荷の落下、転倒災害の防止を図る。

c 人材不足等の状況を踏まえた対策

(a)統括安全衛生管理の徹底

元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(b)建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要経費の積算について要請する。

d 解体・改修工事対策

(a)アスベストばく露防止対策

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中で、石綿使用の有無の調査を十分に行うことについて徹底を図る。

(b)解体工事の安全対策

老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事における安全対策の推進を図る。

e 降積雪期の労働災害防止対策

屋根の除雪作業時の墜落・転落災害、道路等除雪作業時の重機災害、凍結面等での転倒災害、スリップ等による交通労働災害等、降積雪期特有の労働災害の防止を図る。

f 自然災害の復旧・復興工事対策

台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害により被災した地域の復旧・復興工事での労働災害の防止を図る。

(イ) 製造業

死亡者数については、12次防期間で32人となっており、事故の型別では、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が14人と最も多い。

死傷者数が多い業種は、食料品製造業が約5割を占め、次いで、金属・機械器具製造業、木材木製品・家具装備品製造業となっており、事故の型別割合では、食料品製造業は、「転倒」が約3割、次いで、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、金属・機械器具製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」が約3割、次いで、「墜落・転落」、「転倒」、木材木製品・家具装備品製造業は、「切れ・こすれ」が3割、次いで、「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」となっている。

a 施設、設備、機械災害等に起因する災害等の防止

死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械災害を発生させた事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化

を含む機械災害防止対策を図る。また、機械設備の安全性に問題がある場合には、製造者等による改善を促進する。

特に、食品加工用機械については、業界団体を通じて安全の徹底を図る。

また、生産設備について高経年施設・設備についての安全管理の徹底を図る。

b 団体等との連携

労働災害防止団体・業界団体等とも連携し、安全衛生活動の底上げを図る。

(ウ) 林業

林業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、特に、死傷災害の年千人率をみると平成 28 年で 24.68 人となっており、全業種平均(3.00 人)の約 8 倍と、労働災害の発生率が他業種に比較して著しく高い状況にある。

12 次防期間における死亡者数は年間 5 人程度となっており、かかり木処理作業を含む伐倒作業によるものが 7 割を占めている。

死傷者数の事故の型別では「激突され」、「飛来、落下」がそれぞれ 5 分の 1 を占めている。

a かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策

(a)現場の安全管理が徹底されておらず、伐木作業中における基本的な安全対策が実施されていないことによる重篤災害が未だに発生している。このため、関係事業者に対し、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「かかり木の処理における労働災害防止のためのガイドライン」の遵守・徹底を図る。

また、台風等による被害木、枯損木等が他の立木に寄りかかったままに放置したものの処理方法等についても徹底を図る。

(b)チェーンソーや刈払機による作業中の切傷等の災害防止対策の徹底を図る。

(c)車両系建設機械や木材伐出機械等による災害防止の徹底を図る。

(d)労働災害発生時における緊急連絡体制の整備促進を図る。

b 安全教育の強化

(a)雇入れ時の安全教育の確実な実施を図る。

(b)「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「かかり木の処理における労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

c 関係機関との連携

災害防止団体や北海道森林管理局、北海道等の関係機関との合同パトロールの実施や研修会の開催等について連携を図る。

d 法令改正の周知

平成 30 年度に予定されている伐木作業に係る法令改正がなされた場合には、関係者に対し周知徹底を図る。

(エ) その他の業種

a 港湾貨物運送事業

重篤度の高い労働災害の可能性が高い業種であるので、安全衛生管理の徹底を図る。

b 災害防止団体を構成する業種以外の業種

(a)農業・畜産業

北海道の基幹産業である農業・畜産業における労働災害を含めた農作業事故については、死亡者数は年間10人を超え、死傷者数は2千人を超えている。

このうち、労働者についてみると、農業においては毎年死亡災害が発生し、死傷者数は120人前後で推移している。これらの事故の型別をみると、トラクター等の農業用機械による「はさまれ・巻き込まれ」が約2割となっている。

また、畜産業においても毎年死亡災害が発生しており、死傷者数は、240人前後で推移している。馬や牛に関連する災害が全体の約7割を占めており、これらの事故の型別をみると、馬や牛による「激突され」が約3割となっている。

このため、北海道等の関係機関及び業界団体との連携を図り、労働災害情報を提供する等により、事業者の安全意識の醸成を図る。

(b)水産業

北海道の主要産業である水産業については、12次防期間の死亡者数は16人で、その多くは溺死となっている。また、死傷者数は年間170人前後で推移している。

北海道及び関係団体と連携し、集団指導等を開催することにより、労働災害防止を図る。

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置のみならず、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医等へ健康情報等の提供がなされることにより、産業医等による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理の強化を図る。

また、産業医の選任義務がない中小規模事業場における労働者の健康管理の強化が図られるよう、北海道産業保健総合支援センター（以下「支援センター」という。）や地域産業保健センターの利用促進などの支援を図る。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図るとともに、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の把握や労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理の強化を図る。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き推進し、労働者が安心して

てメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。また、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて労働者が相談できる職場内及び職場以外の相談窓口の設置を推進する。

ストレスチェック制度については、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組や集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。

さらに、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

パワーハラスメント対策の周知啓発等によりメンタルヘルス不調の予防のための職場改善の取組を促進する。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 陸上貨物運送事業

12次防期間の死傷者数は、荷役作業中の「墜落・転落」が約3割、「転倒」は約2割となっており、「交通労働災害」(約1割)を上回っている。また、平成28年の災害をみると約7割が荷役作業中に発生しており、そのうちの約7割が、荷主先等で発生している。

a 荷役作業の労働災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組がなされるよう周知を図る。

b 荷主等における取組

荷主等に対し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき取り組む必要性について周知を図る。

陸運事業者と荷主等の安全衛生協議会について設置の促進を図る。

(イ) 第三次産業対策

a 小売業、社会福祉施設及び飲食店対策

(a) 多店舗展開企業等

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を周知する。

安全衛生管理体制(衛生管理者、産業医、安全推進者、安全衛生委員会等)を確立し、自主的安全衛生活動の促進を図る。

経営トップに対する意識啓発、危険の見える化、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等の労働災害防止対策への取組を浸透させ、本社、本部による傘下の店舗・施設に対する指導援助を推進させる。

中央労働災害防止協会、労働安全コンサルタント等の外部資源を活用して労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

(b) 関係機関、業界団体等との連携

北海道等の関係機関、業界団体、労働災害防止団体等との連携を図り、労働災害

発生状況や労働災害防止対策に関する情報を提供し、事業者の安全意識の醸成を図る。

b その他の第三次産業対策

ビルメンテナンス業等については、業界団体等との連携を図り、研修会、パトロール等を通じて、傘下会員事業場の安全意識の定着を図る。

(ウ) 農業・畜産業

北海道の基幹産業である農業・畜産業における労働災害を含めた農作業事故については、死亡者数は年間 10 人を超え、死傷者数は 2 千人を超えている。

このうち、労働者についてみると、農業においては毎年死亡災害が発生し、死傷者数は 120 人前後で推移している。これらの事故の型別をみると、トラクター等の農業用機械による「はさまれ・巻き込まれ」が約 2 割となっている。

また、畜産業においても毎年死亡災害が発生しており、死傷者数は、240 人前後で推移している。馬や牛に関連する災害が全体の約 7 割を占めており、これらの事故の型別をみると、馬や牛による「激突され」が約 3 割となっている。

このため、北海道等の関係機関及び業界団体との連携を図り、労働災害情報を提供する等により、事業者の安全意識の醸成を図る。(再掲)

(エ) 水産業

北海道の主要産業である水産業については、12 次防期間の死亡者数は 16 人で、その多くは溺死となっている。また、死傷者数は年間 170 人前後で推移している。

北海道及び関係団体と連携し、集団指導等を開催することにより、労働災害防止を図る。(再掲)

イ 業種横断的な取組

(ア) 交通労働災害対策

交通労働災害による、12 次防期間の死亡者数は 69 人、死傷者数は 1,858 人であり、第 11 次労働災害防止計画期間の同期(死亡 109 人、死傷 2,168 人)と年間の平均で比べると減少傾向にある。

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図る。

北海道運輸局、北海道警察、災害防止団体等と連携し、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

(イ) 転倒災害の防止

死傷災害の 4 分の 1 を占める転倒災害については、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を関係団体と協力して展開する。

特に、転倒災害の 5 割が 12 月から翌年 3 月の間に発生していることから、冬季特有の労働災害防止対策を展開する。

(ウ) 冬季特有の労働災害の防止

例年 12 月から翌年 3 月の間に多く発生する冬季の積雪寒冷による転倒、交通事故、除雪作業での墜落・転落等、一酸化炭素中毒、硫化水素中毒等の災害防止を図る。

(エ) 腰痛の予防

腰痛の発生は近年増加傾向にあり年間 200 件程度の発生となっている。

このため、社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策指針を盛り込み、安全衛生教育の確実な実施を推進する。

とりわけ、介護労働者の腰痛予防を図るため、地方自治体との連携の下、「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」を周知する等により、腰痛予防対策及びKY活動を推進するほか、介護機器の導入促進を図る。

また、荷物の積卸し等の定型的な重筋業務を行う労働者の腰痛予防のため、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

（オ）熱中症の予防

WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置の推進を図る。

また、環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）予測値・実況値の情報提供を利用し情報の活用について周知する。

（カ）高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

a 高年齢労働者対策

労働者の年齢階層が上がり、転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢な労働者に配慮した職場改善や筋力強化等身体機能向上のための健康づくり等、高年齢労働者の安全と健康確保のための配慮事項を整理して、その普及を図る。

b 非正規雇用労働者対策

非正規雇用労働者に対する雇入れ時教育等安全衛生教育の徹底を図る。

c 外国人労働者、技能実習生対策

技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

d 障害を有する労働者対策

障害者である労働者の労働災害事例や安全上の配慮事項等の実態を把握した上で、労働災害防止対策を図る。

e 職場における「危険の見える化」の推進

労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」の普及促進を図る。

ウ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるよう取組を推進する。

エ 副業・兼業、テレワークへの対応

副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令を踏まえた健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知を図る。

また、テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を適切に行うとともに、必要な安全衛生教育、健康診断等が確実に実施されるよう周知を図る。

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、支援センターや北海道等とともに、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号)及び治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(平成28年2月23日基発第0223第5号等。以下「両立支援ガイドライン」という。)の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

また、両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアルについて、支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

北海道地域両立支援推進チームの活動を通じて、疾病を抱える労働者等が相談や支援を受けられることができるよう、相談支援機関に係る情報収集と周知を行う。

また、両立支援コーディネーターの養成に取り組み、当該コーディネーターの周知を図るとともに、支援センター等に配置する等により、相談支援体制の充実を図る。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) ラベル表示及びSDSの交付

ラベル表示及び安全データシート(SDS)の入手及び交付の徹底を図る。

(イ) リスクアセスメントの実施

化学物質のリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく作業等の改善を図らせる。

(ウ) 危険有害性情報の適切な伝達・提供

化学物質の有害情報の収集及び把握に努め、これを広く事業者等に提供する。

(エ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の徹底を図る。

また、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施及び結果事後措置の徹底等労働衛生管理の徹底等を図る。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中で、石綿使用の有無の調査を十分に行うことについて徹底を図り、解体工事等の届出を提出させる。また、地方公共団体等の石綿関連機関と連携し、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行う。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者において、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組の推進を図る。

特に、新幹線工事に伴い工事量の増加が見込まれる、トンネル工事に従事する労働者の健康確保を図る。

カ 振動障害防止対策

「振動障害総合対策要綱」によりの確な指導を行い、特に振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間の徹底を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

安全衛生優良企業公表制度の周知啓発のためのセミナーへの参加勸奨等により、安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知を図る。また、あんぜんプロジェクトへの参加勸奨を行う。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の普及促進を図る。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

経営トップに対する意識啓発、危険の見える化、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等の労働災害防止対策への取組を浸透させ、本社、本部による傘下の店舗・施設に対する指導援助を推進させる。(再掲)

エ 企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置のみならず、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。(再掲)

オ 業界団体内の体制整備の促進

業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。

カ 業所管官庁との連携の強化

建設工事発注者に対し、施工時の安全衛生確保のために必要な経費の積算について、発注者会議等の機会を捉えて要請する。

(7) 国民全体の安全・健康意識の高揚

ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、文部科学省と連携しつつ、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取り込み等を働きかける。

産業機械、産業用ロボット、プラント、インフラ（土木建築）の設計、施工管理をすることになる大学の理工系学部の学生を対象として、安全衛生施策、安全衛生に関する国際規格・認証、システム安全設計、安全制御、リスク評価等を体系的に教育するカリキュラムを策定し、大学に導入を働きかける。

イ 危険体感教育の推進

危険感受性を高めるため、災害防止団体、関係団体等に対し、危険体感教育の導入を働きかける。

ウ 技能検定試験の関係団体との連携

関係団体に対し労働災害発生状況を提供し、受験者の安全衛生意識の啓発を図る。